

「青森市こども計画（案）」の概要

資料2

I 計画の基本的事項

I-1 計画策定の趣旨

- 国において、令和5年4月に「こども基本法」が施行され、令和5年12月に、同法に基づいた「こども大綱」や「こども未来戦略」が閣議決定されたほか、令和6年4月に、児童福祉法が改正されるなど、こども施策に関する基本的な方針等が定められました。
- こどもの権利保障やこども・子育て支援施策を総合的・計画的に推進するため、「こども大綱」を勘案した「青森市こども計画」を策定します。

I-2 計画の位置付け

- 本計画は、各法に基づく、「市町村こども計画」、「市町村行動計画」、「自立促進計画」、「市町村におけるこどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」、「市町村子ども・若者計画」、「母子保健計画」を包含して策定します。

I-3 計画の期間

- 令和6年度から令和10年度(5年間)
※前期基本計画と同期間

II こどもと家庭を取り巻く現状

II-1 人口の変化と少子化の状況

- 本市の総人口や出生数・死亡数、婚姻・出産状況等の分析

II-2 子育て世帯の状況

- 本市の世帯数やひとり親世帯数の状況の分析

II-3 こどもをめぐる問題

- 本市の児童虐待相談対応件数や小・中学校における不登校児童生徒数、いじめの認知件数の推移
- こどもの権利に関する相談受付件数の内訳や調整活動の状況

II-4 アンケート調査について

- 家庭及び地域を取り巻く環境の変化等を把握・分析し、本計画に反映させるため、アンケート調査を実施
- 調査期間：令和5年12月15日
～令和6年1月15日

調査対象	調査件数（件）	回答数（件）	回答率
① 乳幼児の保護者	959	499	52.0%
② 小学生の保護者	1,221	687	56.3%
③ 小学校4～6年生	674	317	47.0%
④ 中学校1～高校3年生	1,506	549	36.5%
⑤ 地域・こども関連団体	301	194	64.5%
⑥ 認定こども園・幼稚園・保育所（園）・学校等	219	134	61.2%
計	4,880	2,380	48.8%

III 計画の基本方向

基本理念

こどもの権利を保障し、未来を担うこども・若者と子育て世代を応援するまち

基本視点

多様なニーズに応じた切れ目のない子育て支援
子どもの居場所や主体的に活動できる環境の充実
多様なニーズに応じた快適で質の高い教育の提供
青少年の健全育成と生涯学習の推進

I ライフステージを通した支援

- I-1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- I-2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- I-3 こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- I-4 こどもの貧困対策
- I-5 障がい児支援・医療的ケア児等への支援
- I-6 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- I-7 こども・若者の自殺対策、犯罪などからこども・若者を守る取組

主な取組（抜粋）

- 市ホームページによるこども・若者の意見・提案の募集
- 青森市総合体育館及び青い森セントラルパーク等の運営
- こども家庭センターにおける支援
- 児童扶養手当の支給
- 医療的ケア児コーディネーターの確保
- ヤングケアラーへの支援に向けた関係機関との連携強化
- 青森市再犯防止推進計画の推進

II ライフステージ別の支援

- II-1 こどもの誕生前から幼児期まで
- II-2 学童期・思春期
- II-3 青年期

主な取組（抜粋）

- こども誰でも通園制度の試行的実施
- こどもの居場所づくり支援
- 子ども・若者支援地域協議会の設置

III 子育て当事者への支援

- III-1 子育て世帯への経済的支援
- III-2 地域子育て支援、家庭教育支援
- III-3 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- III-4 ひとり親家庭への支援

主な取組（抜粋）

- 保育料最高限度額の独自軽減
- 地域子育て支援拠点の運営
- 男性の家事・育児等への参画促進
- ひとり親家庭等の自立に向けた支援